

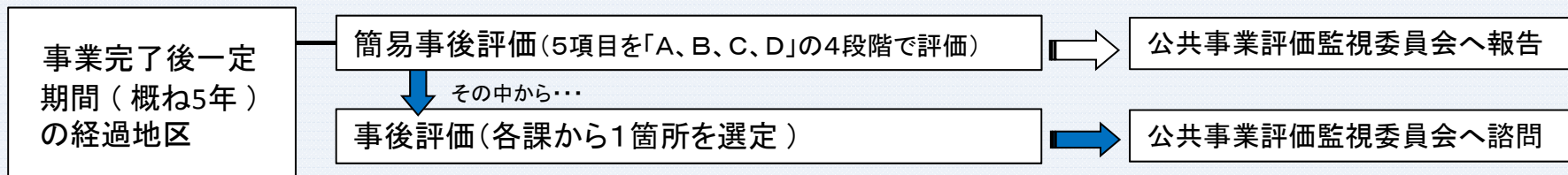
公共事業事後評価の進め方について

平成23年10月26日
県土づくり本部 企画・経営グループ

公共事業事後評価の目的

- 公共事業の効率性、その実施過程の透明性。
- 事業完了後の効果等を確認し、必要に応じて適切な措置を検討。
- 事後評価結果を今後実施する事業の計画、または実施中の事業等に反映させる。

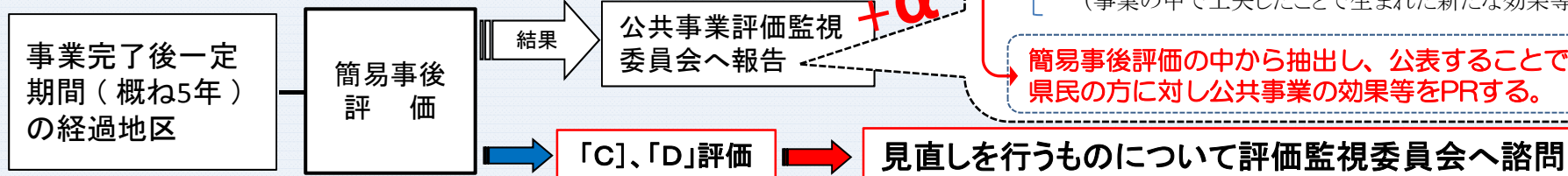
これまでの「公共事業事後評価」の流れ



課題 ・「C」、「D」評価以外の、真に検討が必要な評価でなくても諮問。
 （事後評価の目的である「今後実施する計画中、実施中の事業等に反映されない事業を諮問しているケースが多かった。」）

そのため、議論が成熟しない。

今後の「公共事業事後評価」の進め方(案)



○見直しを行う事業については、同種・同類の新規事業(新規評価マニュアル)や計画中・実施中の事業等へ反映・改善させる。

- ・「C」評価 ⇒ 見直しを検討(検討結果、見直さないものは諮問しない。)
- ・「D」評価 ⇒ 必ず見直し

公共事業事後評価の「簡易事後評価」について

① 事業効果の発現状況

C評価:「見直しの検討」ができる表現に修正

- A: 事業の直接的効果以外に、ソフト事業等との連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の経済活動に貢献している。
B: 事業の直接的効果を発現している。

(変更前)

(変更後)

- C: 事業の直接的効果は認められるが、十分ではない。⇒ 事業の直接的効果は概ね認められる。
D: 事業の直接的効果が認められない(追加の対応が必要など)。

② 環境への影響

- ・生活環境(騒音、振動等)
- ・自然環境(地下水、生物生態系等)
- ・社会文化環境(景観、文化等)

C評価:「見直しの検討」ができる表現に修正

- A: 事業を実施したことで、環境がよくなった。
B: 環境への影響は発生していない。

(変更前)

(変更後)

- C: 環境への影響は認められるが、対策の必要はない。⇒ 環境への影響は多少認められる。
D: 環境への影響が大きく何らかの対策が必要。

③ 施設の維持管理状況

- A: 維持管理主体及び市民、受益者団体等が参加して、適切な維持管理が行われている。
B: 維持管理主体により適切な管理が行われている。

- C: 維持管理、補修等が概ね行われている。
D: 適切な維持管理が行われていない。(維持管理計画、体制等の見直しが必要)

④ 地域住民等との関わり (県民の意見)

- A: 事業の目的(効果)発現のため、事業の計画段階から地域住民との連携が図られ、施設の利用が積極的に行われている。
B: 事業の目的(効果)が地域住民に理解され、利活用されている。

- C: 事業の目的(効果)が概ね地域住民に理解され受け入れられている。
D: 事業の目的(効果)が地域住民に理解されず、改善要望、苦情が絶えない。

⑤ 改善措置の必要性

C評価:「見直しの検討」ができる表現に修正

- A: 同種、同類事業の模範となる箇所である。
B: 現在のところ改善の必要はない。

(変更前)

(変更後)

- C: 将来的には改善の必要がある。 ⇒ 将来的には改善の余地がある。
D: 緊急に改善する必要がある。